

おもてなし

* 商工会議所ってどんなところ？

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしてほしいという念願のもとに活動しています。



* 中小企業応援隊による経営支援のご案内

中小企業応援隊（経営支援員）は皆さんの経営に関する悩み事や新たにチャレンジしたい事、創業・第二創業などなど、当所窓口、また企業を巡回して会員の皆さんのご相談に応じています。どんな事でもお気軽にご相談下さい。



【経営相談】 新規開業や新規市場開拓、販売手法の革新についての相談や専門家の派遣などを行っています。

【金融相談】 資金計画の相談や国、府、市などの低利で安心な制度融資の斡旋を行っています。

【税務・経理相談】 記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営のための記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

【労務相談】 従業員の賃金・労働保険・退職金・社会保険などの労務関係に関するアドバイスをしています。

【取引相談】 新規市場の開拓や販売・仕入先の拡張、下請けの斡旋の支援を行っています。

【各種共済】 中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

* 経営支援以外にも商工会議所ってこんな活動をしています

◇あなたの意見を施策に反映

一人一人の意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、行政庁等を動かすことも可能です。新型コロナウイルス対策などをはじめ、事業者の皆様のご意見が施策に反映されるよう、各種提言活動を実施しています。

◇講習会・各種検定試験の開催

働く人たちの資質・技能の向上のため各種検定試験の実施、また政治・経済の情勢、販売促進、接客などの講演・講習会を開催しています。

◇天橋立世界遺産登録に向けた取り組み

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来に継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取り組みを京都府他関係市町、また住民と一緒に進めています。

令和2年分 所得税・消費税確定申告個別相談会のご案内

税理士による確定申告個別相談会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、会場の混雑を避けるため、完全予約制とさせていただきますので、相談を希望される方は事前に宮津商工会議所までご連絡下さいますようお願いいたします。

■事前予約について

ご希望の相談会場・相談時間を宮津商工会議所へ事前にご連絡下さい
宮津商工会議所 ☎22-5131

※予約状況によりご希望に沿えない場合がございますのでご了承下さい

■当日ご持参いただくもの

- 令和元年分確定申告書・決算書等の控え書類
- 令和2年分確定申告書・決算書等（郵送されてきた物をお持ちの方のみ）
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- マイナンバーカード表面・裏面の写しもしくはマイナンバー通知カードと身分証明書の写し
- その他帳簿類

内容	会場	日時
■所得税確定申告相談	宮津商工会議所	3月 1日(月) 10時～16時
	宮津商工会議所	3月 2日(火) 10時～16時
	府中地区公民館	3月 3日(水) 10時～15時
■消費税確定申告相談	宮津商工会議所	3月22日(月) 10時～16時

京都府緊急事態措置・緊急事態措置協力金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月13日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、京都府内にある飲食店等に対し、令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで営業時間の短縮（午前5時から午後8時までの間の営業。酒類の提供は午前11時から午後7時まで。）が要請（以下「本時短要請」）されました。

対象施設を運営されている方で、時短要請に協力いただいた企業・団体及び個人事業主の皆様に対して「京都府緊急事態措置協力金」が支給されます。

2月7日（日）までの緊急事態措置協力金申請受付期間は3月1日（月）までとなっておりますので、お早めにお手続きください。

また、緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日（日）まで延長されたことに伴い、時短要請が行われる期間についても令和3年3月7日（日）まで延長されました。対象施設を運営されている方で、時短要請に協力された企業・団体及び個人事業主の皆様に対して「京都府緊急事態措置協力金」が支給されます。

2月8日（月）～3月7日（日）までの緊急事態措置協力金（延長分）申請受付は3月8日（月）以降に開始される予定です。

<参考> 協力金の概要

(1) 京都府緊急事態措置協力金

対象施設	【飲食店】 飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】 パー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
要請期間	令和3年1月14日（木）から2月7日（日）
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ①京都府内に対象施設（店舗）を有すること ②府の要請期間中、定休日等の店休日を除くすべての営業日において、連続して時短要請に 応じていること ③緊急時短宣言発令日（1/13）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗 は除く） ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守している こと
支給額	1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給
申請期間	令和3年2月8日（月）～3月1日（月）

(2) 京都府緊急事態措置協力金（延長分）

対象施設	【飲食店】 飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】 パー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
要請期間	令和3年2月8日（月）から3月7日（日）
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ①京都府内に対象施設（店舗）を有すること ②府の要請期間中、定休日等の店休日を除くすべての営業日において、連続して時短要請に 応じていること ③緊急時短宣言延長日（2/3）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗 は除く） ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守している こと
支給額	1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給
申請方法	要請期間が終了した3月8日（月）以降、受付開始予定

※詳細については、決まり次第京都府ホームページ等でお知らせします。
<http://www.pref.kyoto.jp/>

あなたも宮津商工会議所の会員になりませんか?!

宮津商工会議所は、昭和30年に設立され、現在約660名の事業所の方にご加入いただいております。

会員の加入については、現在、商工業者だけでなく医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々にもご入会いただいております。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、この機会にぜひご入会ください。なお、商工会議所の具体的な会員サービスや入会手続きなどお気軽にお問い合わせください。

また、お知り合いの事業所でまだ商工会議所にご加入いただけていない事業所がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

【入会・紹介のご連絡は】 宮津商工会議所 ☎0772-22-5131 まで

宮津商工会議所青年部 新入会員募集中!

あなたも青年部の一員となり、企業経営の勉強や会員との親睦を通して、情報交換や自己研鑽をはかり、事業所の発展とともに、一緒に宮津を盛り上げましょう!!



最近の活動状況は、こちらをチェック

宮津商工会議所女性会 新入会員募集中!

宮津商工会議所女性会では、新入会員を募集しています。自己研鑽のための講演会・研修会、また会員同士の親睦を図るための様々な事業を実施しております。

加入ご希望の方は、商工会議所へご連絡ください。(☎22-5131)



平成31年2月 山田製油 本社社工場視察研修

～ LINEでの情報発信をはじめました～

- ◆新型コロナウイルス対策支援制度
- ◆各種補助金・助成金
- ◆セミナー・講習会の案内

など、経営に役立つ情報をお届けしますので、右記のQRコードを読み込み「友だち」に追加をお願いいたします。



要望活動のご報告

■新型コロナウイルス感染拡大に係る丹後地域中小企業・小規模事業者支援等に関する要望 (1月12日)

丹後地方商工団体連絡協議会より京都府知事へ、コロナ禍における事業者支援策等について要望を行いました。

【要望事項】

- 1 緊急事態宣言発出の場合は京都府内全域を対象地域とすることについて
- 2 事業規模に応じた時短協力金の給付について
- 3 飲食業関連業者への協力金の給付について

■新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望 (1月25日)

宮津市、天橋立観光協会、宮津天橋立観光旅館協同組合、宮津料飲組合、宮津商工会議所の連名により、京都府知事へ、新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望を行いました。

【要望事項】

- 1 事業継続対策について
- 2 事態収束時の需要喚起対策等について
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種対策について
- 4 経済社会対策に係る財政支援措置について

■新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言延長」に係る緊急要望 (2月9日)

丹後地方商工団体連絡協議会より京都府知事へ、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言延長に係る丹後地域中小企業・小規模事業者支援等に関する緊急要望を行いました。

- 1 国の「中小企業に対する一時支援金」に係る京都府独自の追加支援策について
- 2 国に対する要望について
 - ・中小企業・小規模事業者の事業継続・雇用維持への支援について
 - ・事業規模に応じた支給金額について
 - ・国による京都府・市町村への財政援助の拡充について



常議員会報告

■第12回常議員会 (11月17日 (火) 開催)

中小企業診断士 成岡秀夫様を講師にお招きし、「ウィズコロナ時代に成長を目指す中小企業」と題しまして、コロナ禍における企業の現状やデジタルトランスフォーメーションによる生産性向上などウィズコロナ時代の新しい企業経営についてご講話いただきました。



■第13回常議員会 (12月17日 (木) 開催)



日本政策金融公庫舞鶴支店 支店長 麻生浩之様をお招きし、新型コロナウイルスに関する日本政策金融公庫の取り組みや管内企業の経営状況、融資状況の推移などについてご説明いただき、常議員各企業の現状や取り組み状況についての意見交換を行いました。

宮津遺産に2品を認定。認定証授与式を開催しました。

宮津商工会議所では、この度、「宮津遺産」に申請のあった製品について、宮津遺産認定審査会で審査した結果、1月1日に宮津遺産として(有)文善様の文善のかまぼこ(赤板)、天橋立ワイン(株)様のこだま樽熟成の2品を認定しました。

去る1月18日、令和2年度宮津遺産認定証授与式を開催し、今井会頭から認定製品の製造事業者に対し、認定証の授与が行われました。

授与を受けて、(有)文善の代表取締役 吉野様からは、「今回の認定を受けて今まで以上に精進していきたい」、天橋立ワイン(株)の専務取締役 藤原様からは、「ワインで宮津に人が呼べるようにしたい」と感謝の言葉が述べられました。

令和2年度 宮津遺産認定証授与式



京都府立海洋高等学校との連携協定による事業のご報告

当所と京都府立海洋高等学校による地元就職推進事業の一環として平成31年度より「企業説明会」を実施しております。従来、企業のご担当者様に学校へご訪問いただきおりましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、海洋高等学校(生徒様)と宮津商工会議所(参加企業様)の会場を繋ぎオンラインで開催いたしました。

◆第1回企業説明会 (令和2年12月23日 (水))

- 参加者：京都府立海洋高等学校 1年生 75名
- 説明企業：グンゼ株式会社宮津工場、社会福祉法人北星会、大和リゾート株式会社 Hotel&Resorts KYOTO-MIYAZU

◆第2回企業説明会 (令和3年2月10日 (水))

- 参加者：京都府立海洋高等学校 1年生 74名
- 説明企業：株式会社三洋商事、天橋立総合事業株式会社、関西電力送配電株式会社 京都支社 宮津事業所

生徒様からは、「今まで頭の中で考えていた仕事に対するイメージが良い方に変った」「参加企業に興味が出てきた」等、生徒様にとってプラスになったという感想を多くいただきました。



◆◆ 京都ジョブ博 たんご就職フェア2021 春 ◆◆

一般求職者、大学等の未就職卒業生及び来春卒業予定者、U・Iターン希望者等に対して、地域産業及び企業情報を提供し、地元企業への就職を促進することを目的に『たんご就職フェア』が以下のとおり開催されます。地元での就職をお考えの方はぜひご参加ください。

- 【開催日時】 令和3年3月5日 (金) 13時~16時 ※受付開始12時30分
- 【会場】 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU (京都府宮津市字田井58)
- 【参加費用】 無料

【内容】

〔事業所側〕

*参加事業所は、各ブースにパネル等自社概要の掲示や製品等の展示を行い、求人内容等の説明を行っていただきます。

〔求職者側〕

- *その場で面接を受けることができます。
- *高校生・2020年以降卒業予定の大学生は会社説明のみになります。
- 【参加方法】 事前予約制で開催いたします。ご予約は、①参加申込書(チラシ裏面)でのFAX、②郵送、③メール、④電話でお申し込みください。詳細は、京都労働局HP又はハローワークでご確認ください。HP: https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00377.html
- 【その他】 新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底し開催いたします。会場内でのマスク着用、手指先の消毒等にご協力ください。※地域の感染状況によって中止する可能性がございます。
- 《主催》 京都労働局・ハローワーク峰山・ハローワーク宮津・京都府丹後広域振興局・北京都ジョブパーク
- 《協力》 京丹後市・伊根町・与謝野町・宮津雇用対策連絡会議(宮津市、ハローワーク宮津、宮津商工会議所)
- 【申込先・お問合せ先】
ハローワーク峰山 TEL 0772-62-8609/FAX 0772-62-5300
〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-13
メールアドレス mineyama-anteisho@mhlw.go.jp



藤木食堂様 長い間ありがとうございました!

約70年続いた藤木食堂様(当所会員)が、惜しまれつつも昨年12月25日をもって、閉店されました。

昭和26年に先代のお父様が創業され、息子の丈一様は大阪で修行されておりました。休業中に会った奥様と共に帰郷後、昭和36年に店を継がれました。約50年前から、カレー焼きそばの提供をされており、宮津カレー焼きそば会(当所事務局)の設立当初より、会の活動にもご尽力いただき、宮津カレー焼きそばの発展にも貢献されました。

長きにわたり大変お世話になりましたので、感謝の意を表し、宮津カレー焼きそば会より花束を贈らせていただきました。



藤木ご夫妻